令和5年度 政務活動費連絡会における検討事項

· 松計車店	大 点 树(安)
検討事項	方向性(案)
1 政務活動費に係る収支報告等の手続きのオンライン 化について	・地方自治法の改正により、収支報告については、令和6年4月から電磁的記録で提出することが可能となるが、具体的な手続については、適切に条例で定めていく必要がある。
	・また、オンライン化については様々な検討課題があるため、政務活動費に係る書類の提出については、本県議会では、会派申し合わせにより、 当面、書面で議長に提出することとする。
	・議長提出書類に係る県民等からの閲覧申請の オンライン化については、県民等から議会への 他の手続きと歩調を合わせることとする。
2 その他	
(1) 改選期の年会費等の取扱いについて	・改選後の分も月割りで充当できる取扱いとし、 政務活動費の指針に明記する。
(2) 事務所の事業ゴミに係る処理費の充当について	・事務所から排出される事業ゴミの処理費や政務 活動で使った備品の処分代(粗大ゴミ代)につい て、政務活動費で充当できることを政務活動費の 指針に明記する。
(3) 事務所費に係る賃貸借契約書の写しを議長提出 書類とすることについて	・賃貸借契約書の議長提出については、現行の 事務所台帳の記載事項を拡充することで、透明性 を図ることが可能であるため、今年度は事務所台 帳の拡充についての方向性を決定するものとし、 内容については、来年度の政務活動費連絡会で 検討を行う。
(4) 改選期の3月分の支出に係る証拠書類等の事前 確認の提示期日について	・改選期の3月支出分について、可能な範囲で議長への事前確認の提示期日を遅らせることとし、具体的な期日は、「別途議長が定める日」とする。